

令和6年度 事業報告

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

令和6年度事業報告

わが国では、急速な少子高齢化の進展や単身世帯の増加等の影響により、地域における人のつながりの希薄化のみならず、国内外の社会情勢等を背景とした物価高騰の影響も受け、生活困窮状態に陥り生活再建の課題を抱える人や社会的に孤立する人々が増えるなど、地域生活課題がより一層、複雑・多様化、深刻化している。

このような中、「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティづくり」を基本理念とした「第3期大阪市地域福祉活動推進計画」（令和6～8年度）の初年度として、本会及び各区社会福祉協議会が着実に計画を推進していくため、具体的な取組みと数値目標を掲げた実行計画を作成するとともに、重点推進項目である地域づくり・相談支援双方からの「参加支援」の取組みについて、課題を抱える当事者の社会参加を支援する「個別の相談支援からの参加支援」に関する実践事例を各区社会福祉協議会から収集やヒアリングを行い、職員が備えるべき視点や支援策を整理した手引きを作成した。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震への支援活動として、近畿ブロックの各社協と連携して、七尾市社協の災害ボランティアセンター運営支援のため、職員19人を派遣するとともに、被災地支援のボランティアバスを輪島市社協に2回運行し、ボランティア51人の参加があった。また、奥能登地域を中心とした豪雨災害が発生したことを受け、輪島市社協の災害ボランティアセンターに職員を1人派遣し、支援活動に取り組んだ。一連の活動で得た気づきを今後の災害支援活動につなげるため、派遣職員による報告会を実施したほか、地域福祉シンポジウムで現地の状況を広く発信した。

さらに、安定的・継続的な事業展開に向けた組織基盤の強化として、既卒者を対象とした就職個別相談会を新たに開催するなど人材の確保・育成に関わる取組みを積極的に進めるとともに、新たな人事・給与システムを導入し、大幅な業務の効率化を図った。

以上、本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、多様な活動主体と共に地域福祉を推進するという社協の役割・責務を果たしながら、互いに助け合い・支え合う地域共生社会と「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現に向け、積極的に事業を推進した。

取組み実施状況

1 組織基盤の強化

(1) 人材の確保・育成・定着

人材確保に向け、新卒予定者を対象とした法人就職説明会に加え、新たに既卒者を対象とした個別相談会を開催したほか、大学訪問による広報、学生向け就職情報掲載サイトを活用した新たな情報発信等の取組みを積極的に進め、新卒者・既卒者あわせて26人の職員を採用した。

また、学生に社協の仕事体験をしてもらい、就職先として社協を選択する可能性を広げていくため、インターンシップに関して学生・教員の意向を調査するアンケートや社協仕事体験の試行実施に取り組んだ。

さらに、職員の資質向上・定着を図るため、職種別にそれぞれの専門性を高める研修や、全職員に対して障がい者への合理的配慮について理解を深める全体研修を実施するとともに、次代を担う職員を育成するため、新規採用職員研修や入職2年目・3年目の職員を対象とした若手職員学習会、キャリアパス研修を開催した。

(2) 財政基盤の強化

本会における主な財政基盤は交付金や補助金、委託金などの公的財源であることから、期中での決算見込みを作成し、各事業の予算の執行管理や経費の節減を徹底するとともに、予算執行状況を複数体制で厳正に精査し、適正化に努めた。

また、顧問税理士法人の定期的な会計チェックや監査法人による会計監査を通じて、適切な会計処理に努めた。

(3) 法人運営機能の強化

人事・給与システムをクラウド型の新システムに移行させ、人事・給与データの一括管理を可能にするとともに、システムを活用することで、年末調整業務や職員採解事務等において大幅に業務の効率化を実現した。

また、本会及び各区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）が情報共有に使用しているシステムについても、利便性・経費等を勘案のうえ刷新した。

(4) 組織の透明性と信頼性の確保

組織経営のガバナンス強化及び本会業務の適正な遂行に向け、全職員を対象に、コンプライアンス意識の向上を図る研修や個人情報保護を徹底させる研修を実施した。

また、法人運営の信頼性を高めるため、会計監査人による定期監査を受け、適正

な運営である旨の結果を公表した。

(5) 広報・情報発信の強化

広く社協の活動情報が届くよう、ウェブ媒体及び紙媒体を効果的かつ連動的に活用するとともに、その効果を検証するため、本会主催事業の参加者等から情報の入手経路に関する情報を収集・分析した。

また、多くの方が本会及び各区社協の役割を知り、つながるきっかけとなることを目的に、社協を身近に感じてもらえるようなキーワードやイラストを盛り込んだリーフレットを作成した。

さらに、地域福祉活動推進に向け、より一層の気運を高めるため、大阪市社会福祉大会を開催し、地域福祉の推進に尽力された方々や団体の功績を称える表彰や、地域福祉活動とともに推進していく大会宣言の採択を行うとともに、講演を通じて、つながり・居場所づくりを通じた孤独・孤立予防の重要性等を共有した。

(6) 区社協の法人運営機能強化に向けた支援

各区社協が適切に法人運営できるよう、各区社協の法人運営に関わる職員を対象とした学習会を実施するとともに、育児・介護休業法の大幅改正に伴い必要となる対応等について情報提供した。

また、本会及び各区社協共通の顧問税理士法人が把握した経理処理上の課題を共有し、改善を進めた。

さらに、大阪市による交付金監査や法人指導監査に適切に対応するため、監査対象の区社協と連携し、資料整備など監査受入れに向け、準備を進めるとともに、監査の指摘事項を区社協全体で共有した。

2 第3期 大阪市地域福祉活動推進計画の推進

「第3期 大阪市地域福祉活動推進計画」(令和6～8年度)を地域住民や関係団体等の多様な主体と推進していくため、計画「概要版」の作成や広報誌・ホームページ等での発信を通じて計画を周知・啓発した。

また、計画の推進に向け、地域福祉活動推進委員会の意見をふまえつつ、本会及び区社協ごとに具体的な取組みと数値目標を設定した実行計画を策定するとともに、その進捗や成果を確認し、区社協の取組み推進を支援した。

さらに、参加支援については、本計画の重点推進項目として、令和6年度は課題を抱える当事者の社会参加を支援していくため、「個別の相談支援からの参加支援」に関する実践事例を各区社協から収集・ヒアリングを実施のうえ、特定の事業や職種等を問わず、社協職員が備えるべき視点や支援方法を整理した手引きを作成した。

3 重層的支援体制整備事業を見据えた区社協への支援強化

(1) 事業横断的な取組みの推進

ア 重層的支援体制整備事業の実施を見据えた大阪市との検討・協議

令和7年度からの重層的支援体制整備事業の実施に向けて、同事業を構成する「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」という3つの支援に係る今後の事業展開の方向性について大阪市と検討・協議を重ねてきた。そうしたなかで、大阪市では、国の枠組みに即した事業実施が困難であることが判明したため、令和7年度からの事業実施は見送ったが、重層的支援体制整備事業の目的や考え方に沿って、包括的支援体制の充実に向けて、既存事業の継続推進とさらなる事業間連携を推進するよう調整した。

本会では、「第3期大阪市地域福祉活動推進計画」に民間の地域福祉活動や社協の事業を通じた「地域づくり」「相談支援」の推進、重点推進項目として地域づくり・相談支援双方からの「参加支援」を位置づけており、令和6年度は、「相談支援からの参加支援」を中心に各区社協から72の実践事例の収集とヒアリングを実施したうえで、社協職員としての参加支援の視点や方法を整理し、実践に活かせる手引きを作成した。

イ 第3期 大阪市地域福祉活動推進計画に基づく各区社協の取組みの支援

「第3期 大阪市地域福祉活動推進計画」に基づく実行計画等に関して、計画作成のポイントを共有し、各区社協が共通認識をもって実行計画等を作成することができるよう、計画的推進・評価の実施方法についてオンライン説明会を実施した。

各区社協が項目ごとに設定した取組みテーマや数値目標に基づく取組みの進捗状況・課題・目標の達成状況を適宜把握し、大阪市地域福祉活動推進委員会の意見を反映し、課題解決に向けた対応策を検討・実行するなど、計画のPDCAサイクルを徹底し、効果的な実施に向けて支援した。

ウ 地域支援・生活支援・相談支援グループ管理者会等の開催

各区社協内における事業間連携を強化し、個別支援・地域支援の両面から効果的な事業展開を図ることができるよう、地域支援・生活支援グループ管理者会を開催した。

また、新任管理者が法人運営や人材育成について視野を広げ、自身の課題や強化すべき点など、自己覚知できる機会として、地域支援・生活支援・相談支援三者の合同管理者会を開催した。

(2) 地域づくりの推進

ア 地域支援機能の強化

区社協の地域支援の機能強化に向けて、「地域支援の参考書」の有効活用を促すとともに、各区社協の地域支援機能の強化に向けて、コミュニティワークに係る研修

を実施し、地域生活課題の予防・解決に資する居場所づくりや地域の話し合いの場づくりを推進できるよう、取り組んだ。

また、地域福祉活動の評価においては到達点や成果、変化などが見えづらいという課題があったため、共通認識を図ることを目的に、評価に係る様式を見直し、手引きを作成するとともに、説明会を実施した。

イ 見守り活動の推進

事業を通じた地域における見守り活動の推進に向けて、見守り相談室管理者連絡会を通じて意見交換を実施し、各区社協の取組みを支援した。

また、区社協が自主的に開催しているブロック会への参加を通じて状況を把握するとともに、適切に助言するなど支援した。

連絡会やブロック会などで、ひきこもり状態にある方への支援について、課題を感じている職員が多かったため、社会的要因や支援方法を改めて学ぶとともに、他機関との協働方法、居場所づくりへとつなげられるよう研修を実施した。

ウ 生活支援体制整備事業の推進

生活支援コーディネーターが本事業の背景や趣旨を理解し、コーディネート機能を有する他部署との連携促進に向けて、ともに介護予防・生活支援に資する資源の創出・継続支援をできるよう、事例検討を実施した。新任の生活支援コーディネーターに対し、通年で動画視聴が可能なオンデマンド研修を実施した。

また、2層（区内地域圏域）体制での取組み状況を把握し、各コーディネーターが取組みや支援内容を検証することを目的に、重点取組みシートを作成し、連絡会で共有した。

(3) 包括的な相談支援体制の充実

ア 総合相談の強化

各区における相談支援機関の連携強化が図れるよう、行政を含めた関係機関との課題や学びなどを集約・整理し、相談支援機関相互の連携を促進するとともに、行政が実施する「総合的な相談支援体制の充実事業担当者連絡会兼事業報告会」に参加した。また、ケアラー支援に対する理解を深めるための研修を実施した。

イ 障がいに関する支援力強化

障がいのある人への支援力を強化するため、障がいや疾病に関する理解を深めるとともに、相談支援機関間の連携を促進するため、区社協職員実践研修（コミュニティソーシャルワーク）や地域包括支援センター職員研修を実施した。

ウ アウトリーチ機能の強化

生活課題を抱える住民に対し、早期発見・早期支援につなげるため、考え方や視点を改めて整理し、アウトリーチによる支援のさらなる充実に向けて周知するとともに、個別支援の推進に向け、相談支援担当職員を対象に「ひきこもり」をテーマ

とした研修を実施した。

また、参加支援に係る支援実践事例を集約し、参加支援の考え方・視点・手法を共有し、それぞれの支援や地域へのはたらきかけを促した。

4 多様な主体・資源がつながる地域福祉活動の推進

(1) 地域におけるつながりづくりの推進・情報発信

各区における地域福祉活動の一助となるよう、令和3年10月から令和5年2月にかけて「コロナ禍における地域福祉活動状況調査」(隔月・計9回)と令和5年9月と令和6年2月には「地域福祉活動状況調査」(年2回)の調査を継続実施した。調査初年度の感染拡大期であった令和4年2月、コロナウイルス5類移行直前の令和5年2月、その後の令和6年2月に至る活動の変化や工夫などの推移を整理し、本会広報誌「大阪の社会福祉」で発信した。

多くの地域・団体が、活動者の高齢化や減少に悩んでいることから、活動の担い手を広げることをめざして、さまざまな工夫を凝らした取組み事例を共有できるよう、2月に地域福祉シンポジウムを開催し、地域福祉活動者や社協・施設・行政職員など120人を超える参加を得て、実践事例を共有し、取組みへの気運を高めた。

(2) 多様なボランティア・市民活動の推進・情報発信

ボランティア活動や社会貢献活動への関心が高まり、新たな担い手の参加や企業におけるSDGsの取組み推進につながるよう、ボランティア・市民活動情報誌COMVO(年10回 40,000部/回発行)を活用し、主に市内でボランティア・市民活動に取り組む約60団体の活動事例を紹介した。

また、区ボランティア・市民活動センターが多様なニーズに対応することができるよう、区社協職員を対象にした研修において事例検討を行った。

(3) 福祉教育の充実

各区において地域に即した、多様な関係者との協働による福祉教育を実践し、地域全体で福祉教育の取組みを広げていくため、全国社会福祉協議会が実施する全国福祉教育推進員研修に区社協若手職員7人を参加させ、地域で福祉教育推進に取り組むためのプログラムの企画立案、実施、評価の手法等について習得させるとともに、推進員研修を受講した職員が参画するワーキングを設置し、福祉教育に係る課題整理やプログラムづくりに取り組んだ。

また、福祉教育の理念や進め方をまとめ、社協全体で取り組むという共通認識を図ることを目的に「社協が推進する福祉教育の手引き」を作成したほか、福祉教育やボランティア学習の推進のため、学校や地域、企業等に12回、教材を貸し出した。

(4) 地域こども支援ネットワーク事業の推進

多様化するこどもの居場所活動について、さまざまな団体・機関との連携・協働を推進し、多角的な視点で支援できるよう、活動団体に加え、企業や社会福祉施設、行政等が参加する地域こども支援団体連絡会をはじめ、運営支援に資するサポート講座や、こどもたちの体験活動の重要性を伝えるシンポジウムを開催した。

また、企業・団体等と連携・協働し、こどもたちに様々な体験機会を提供するイベント等を共催するとともに、個人・企業・団体等から提供の申し出があった124件の物資を、児童福祉施設等の協力を得ながら延べ3,060団体に提供した。

さらに、こどもの居場所活動が、より継続的・発展的な活動を実施するには、地域のニーズに応じた丁寧な関わり・サポートが必要であることから、区社協を中心とした区域のネットワーク構築に向け支援した結果、全区での構築を完了した。さらに、ネットワーク機能を強化するため、区社協担当者と区役所担当者との情報交換会を開催した。

本事業の登録団体は、令和6年度中に47団体（66か所）が新たに加わり、累計で391団体（488か所）となった。

(5) 認知症への理解を深める取組みの普及・啓発

ア 認知症サポーター養成講座の開催支援

企業・団体における認知症サポーター養成講座実施計画や開催状況を把握するとともに、養成講座の開催を希望する企業・団体に対して、必要に応じ講師や関連グッズの調整を行った。

イ オレンジサポーター地域活動促進に係る支援

認知症の人やその家族の生活ニーズと認知症サポーターをつなげる「ちーむオレンジサポーター」の立上げを促進するため、その担い手となる「オレンジサポーター」を育成するステップアップ研修を、各区社協や認知症強化型地域包括支援センターの協力を得て3回実施した。

各区の認知症地域支援コーディネーターに研修資料を提供するとともに、活動事例を共有するなど、支援した。（令和6年度の新規立上げ数：169チーム）

その他、認知症の理解が広がるよう、認知症の人にやさしい取組みをしている企業・団体233団体を新規のオレンジパートナーとしてホームページで紹介した。

ウ キャラバン・メイトの養成、フォローアップ及び組織化の支援

地域・企業で活躍するキャラバン・メイトの養成研修を2回実施したことで、82人のキャラバン・メイトを養成した。

令和5年10月に全国キャラバン・メイト連絡協議会から新版「認知症サポーター養成講座標準教材・認知症を学びみんなで考える」が発行されたことに伴い、大阪府において令和7年1月に改訂した新版テキスト「認知症を学びみんなで考えま

しょう」に新しく盛り込まれた要素や視点を浸透させていくため、キャラバン・メイトフォローアップ研修を開催し、変更箇所について解説するとともに、意見交換した。

また、キャラバン・メイトが認知症サポーター養成講座を開催するためのスキルアップや、キャラバン・メイト間の連携を図り、より発展的な活動につながるよう、各区キャラバン・メイト連絡会担当者情報交換会を開催した。

エ 認知症カフェ運営に係る後方支援

認知症の人と家族、地域住民、専門職等誰もが参加できる「集う場（認知症カフェ）」開催にあたって、講師招聘に関する相談や経費助成を通じて26団体を支援した。

(6) 大阪市ボランティア活動振興基金や助成金、寄附金を活用した民間活動への支援

ア 大阪市ボランティア活動振興基金助成の実施

地域福祉の向上・増進・推進に寄与する福祉ボランティア活動の振興及び活動団体の自立に向けた支援を目的に156団体に助成した。

助成金交付式・交流会では、当該年度の交付団体を代表して2団体から実施事業の発表を行い、活動者同士や各区社協の職員とのつながりを深める機会とした。

イ 善意銀行の運営

市民・団体からの善意の預託（金品・物品）を活用し、地域コミュニティづくりや地域福祉活動の推進を図るため、社会福祉関係の施設・団体・機関等に対し、金品及び物品を合計60件払い出した。助成事業に関しては、令和6年度から新規の助成メニューとして「地域の困りごと支えあい活動応援助成金」事業を実施するなど、合計24団体へ助成した。

物品受入れ・払出しに関しては、SDGs等に取り組む企業から物品寄附の相談が寄せられ、企業側の意向に沿い、社会事業施設団体や区社協へ払い出した。

その他、本会と「商品寄贈による社会福祉貢献活動 寄贈品に関する協定」を締結した株式会社セブン-イレブン・ジャパンから提供のあった寄贈品を各区社協において、生活困窮者支援やこどもの居場所活動支援に活用した。

ウ 共同基金を活用した地域福祉活動への助成

市内で居場所づくり活動に取り組む団体を後方支援するために、共同基金助成金助成事業「居場所づくり支援事業」を実施し、10団体への助成を通じて、食にまつわる居場所活動や居場所における環境整備、プログラム内容の充実等、地域住民が気軽に参加できる取組みの推進につなげた。

(7) 介護予防ポイント事業の実施

活動登録を増やすため、幅広く事業を周知するとともに、区社協の協力を得て登

録時研修を55回開催し、221人が新規登録した。また、これから活動したいと考える人がより登録につながりやすくなるよう、活動者アンケートで要望が多かった活動体験会・施設見学会を実施した。あわせて、受入対象の未登録施設にはたらしかけ、新たに介護保険施設及び保育所等計84か所が登録した。

事業実施状況などを掲載した「ポイントリレー通信」を4回発行し、活動登録者、新規受講者、受入登録施設、関係機関へ配付するとともに、ブロック別交流会を4回開催し、活動者や受入施設からの報告を取り入れるなどして、活動が円滑に進むよう活動者間の交流を深めた。

また、活動者の利便性向上に向け、受入れ募集している施設をリアルタイムで検索できるスマートフォンアプリケーションの活用を促した。

5 地域福祉を支える人材確保及び育成強化

(1) 福祉に関心を持つ人を広げるための啓発・情報発信の推進

ア 「大阪の社会福祉」や情報誌「ウェルおおさか」、ホームページを活用した福祉従事者及び市民に向けた地域福祉やボランティア・市民活動に関する情報発信

社会福祉に関する多様な情報を市民や福祉関係者に広く発信するため情報誌「ウェルおおさか」（年6回 36,000部/回発行）やホームページ、SNSを有効活用するとともに、福祉・介護のイベント「ウェルおおさかはーとフェア」を開催した。

イ 大阪市社会福祉研修・情報センターにおける図書・資料閲覧室の運営及び社会福祉に関する歴史アーカイブを活用した企画展示など福祉情報の発信

福祉関係図書・視聴覚資料（DVD・ビデオ）等の収集・貸出（所蔵資料46,032点を保有）を行うとともに、毎月の新着図書・DVDリストや16分野別の図書・DVD紹介リストを作成し配布した。また、市民から寄贈された古本・書籍・雑誌等を無料配布する「リサイクルブックフェア」を2回開催した。

さらに、1階エントランスホールにおいて北市民館をはじめとした市民館の資料や大阪の社会事業・社会福祉史年表、自助具等の展示を行ったほか、各区役所や福祉団体の情報誌を配架した。

(2) 地域福祉活動の担い手育成

大阪市ボランティア・市民活動センターにおいて、活動に関心のある市民からの相談に対し、安心してボランティア活動を始められるようニーズを丁寧に確認しながら活動団体と調整した。

また、ボランティアや市民活動に関する情報をホームページやメールマガジン等で提供するとともに、本会職員が企業や学校など多様な団体が主催する講座に出向き、ボランティア活動のやりがいや楽しさ、留意点などを発信した。

さらに、住民主体による地域福祉活動の推進を目的とした地域活動者向け講座や、地域活動に参加している人や地域福祉の推進に興味のある人を対象に、地域福祉活動のさらなる展開をめざすために効果的で実践的な手法を学ぶ研修や、社会福祉施設が地域住民との協働により地域福祉を推進していくための実践的手法を学ぶ講座を実施した。

(3) 福祉専門職の確保・育成・定着

ア 福祉のおしごとと魅力発見ミーティングの開催

福祉の仕事を目指す人を増やすことを目的として、大学や専門学校・高校に在学の学生を対象に、現在施設等で働いている若手職員から広く「福祉」の魅力と実状を伝えてもらえる、福祉のおしごとと魅力発見ミーティングを、大阪市社会事業施設協議会と連携し、11月に開催した。参加者からは「自分が思っている分野以外のさまざまな職種の話も聞いて良かった」、「学校だけでは学べないことを学べたので就職に活用できる」などの意見が多かった。

イ 社会福祉施設職員を対象とした福祉従事者研修や認知症介護研修、介護職員研修の実施

社会福祉を支える人材養成を目的に、社会福祉施設職員を対象にした福祉従事者研修や認知症介護研修、介護職員研修を実施するとともに、市民の福祉に対する理解を深めることを目的とした多様な研修や実習なども実施した。

ウ 社会福祉施設、事業者への人材の確保・育成・定着支援に向けた研修の実施及び人材育成などに関する相談対応と情報提供

効果的な求人情報の提供や発信を学ぶ研修、外国人介護人材を受け入れるうえで、誰にでもわかりやすい「やさしい日本語」を学ぶ研修、福祉職員の職階ごとの横のつながりを創出し仕事に関する情報交換や悩みを共有する「よこいと座談会」、職場でのバーンアウト（燃え尽き症候群）による離職を防ぐためのメンタルヘルス研修など、人材の確保・育成・定着支援に向けた研修を実施した。

また、大阪市福祉人材養成連絡協議会が運営する「ウェルふるネット」のメールマガジンにより福祉に関する研修等の情報を発信するとともに、社会福祉施設や事業者等からの研修の講師についての相談などに対応した。

エ 研究誌「大阪市社会福祉研究」の発行など社会福祉に関する調査研究の実施

大阪市内で社会福祉の実践を行うグループや個人の研究活動や実践報告を掲載する研究誌「大阪市社会福祉研究」第47号を発行するとともに、大阪市福祉人材養成連絡協議会総会及び作業部会において、今後の福祉人材の育成、確保に関する課題解決等に向けた取組みについて検討し、事業展開に活かした。

オ アシスタントワーカー導入等における福祉・介護人材支援事業の実施

専門職がより専門性を発揮できる環境づくりを行い、人材の定着・育成につなげ

るとともに、専門職以外の人材の介護分野への参入を促し、人材の裾野を広げることなどを目的に、新たに3施設、計18施設でアシスタントワーカー導入に取り組んだ。

カ 福祉職員のためのメンタルヘルス相談及び出張研修の実施

福祉職員のためのメンタルヘルス相談を、電話・来所あわせて66回（相談者実人数30人）実施し、さらに、出張研修について、事業所等において3か所で実施した。

6 暮らしの相談支援の充実

(1) 地域包括支援センター連絡調整事業

市内66か所の地域包括支援センター（認知症強化型地域包括支援センター、総合相談窓口（ランチ）含む）の機能強化に向け、管理者会を毎月開催し、事業運営に必要な情報提供や課題解決に向けた情報交換を行うとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、地域支援事業の連携に向けた研修、階層別研修を実施した。

また、世話人会ワーキング活動において、カスタマーハラスメント防止に向けた取組みとして、指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）重要事項説明書及び契約書に「サービス利用にあたっての禁止事項」を盛り込んだひな型を作成し、各地域包括支援センターに提供した。

さらに、家族介護の会連絡会の事務局として、定例会の運営支援や認知症介護者研修会を開催した。

(2) 生活福祉資金貸付事務事業

生活福祉資金貸付事業に係る借受人への支援に向けて、大阪府社会福祉協議会と調整し、借受人の情報をタイムリーに確認できる府下共通のシステムを導入して進捗管理を行うとともに、各区社協において円滑に業務が実施できるよう体制整備を行った。

また、新型コロナウイルス感染症特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の拡充に向けて、各区社協において生活困窮者自立支援窓口をはじめとしたさまざまな相談支援機関と連携し、適切な支援ができるよう、借受人への支援の手順・ポイント等を整理し、担当職員に説明会を実施した。

(3) おおさか介護サービス相談センター

介護保険サービスの質の向上に向け、介護保険サービスの利用者やその家族、サービス提供事業者からの相談や苦情を累計2,082件受け付け、中立的な立場で情報提供や助言を行った。

また、利用者が継続的かつ円滑に介護保険サービスを利用できるよう、地域包括支援センターが対応している支援困難ケースに対する助言とともに、専門相談として介護現場における利用者やその家族からの「介護ハラスメント弁護士相談」を9件実施した。

さらに、地域における円滑な高齢者支援に資するため、地域福祉活動に取り組む市民を対象とした介護相談研修を開催し、認知症の理解や災害時の要援護者支援など、地域課題を考える機会の充実に努めた。

7 暮らしの安心を支える権利擁護の推進

(1) あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）の推進

認知症高齢者、特に精神障がい者、知的障がい者の利用者が増加しているなか、複雑化する問題を障害福祉サービス事業所や基幹相談支援センター等の相談機関と連携し、権利擁護支援に努めるとともに、新規契約の促進や利用希望者の待機解消を進めた（令和6年度末現在の契約者数2,444人）。

従事している職員の専門知識やスキル向上のための研修会の開催、業務実態の把握等のための全区における実地調査の実施を通じて、内部統制機能を強化した。

また、事業の認知度を高めるため、本会及び各区社協において、広報媒体やイベント等を活用して地域住民や施設職員等関係者に積極的に広報・周知した。

(2) 成年後見支援センター事業の推進

権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、専門職団体・関係機関が連携する「協議会」の運営を担った。

「協議会総会」及び「利用促進部会」・「点検・評価部会」・「市民後見人部会」の各部会における議論を受け、市民からの成年後見制度や権利擁護に関する相談支援、本人を中心とする「権利擁護チーム」への専門職派遣、市民後見人の養成及び専門相談等の活動支援、相談支援機関のスキル向上のための利用促進研修等に取り組んだ。

また、成年後見制度及び市民後見人の認知度向上やさらなる利用促進を図るため、市民後見人養成講座オリエンテーションの内容を見直し、専門職による講座と市民後見人の活動報告など、成年後見制度や市民後見人の活動を広く知ってもらう啓発的な内容に変更するとともに、参加者についても市民後見人として活動を希望する人に限定せず、成年後見・市民後見人活動に興味を持つすべての住民を対象とすることにした。

8 災害に備えた平時からの取組み及び被災地支援

(1) 職員の災害時における対応力の向上

災害発生時に、各自が社協職員として迅速かつ主体的に行動できるよう、学習会及び災害訓練を実施し、特に初動期における参集や対応について確認し、課題を検討した。

また、新規採用職員を対象に社協が災害ボランティアセンターを運営する意義や役割について学ぶ研修や、係長級職員を対象に災害ボランティアセンター運営者マネジメント研修を実施した。

(2) 平時からの環境整備

災害時にも迅速かつ的確に対応し、社協機能が継続できるよう、災害対策本部の立上げ・運用の手順、業務継続の優先度や考え方等について整理し、事業継続計画（BCP）を改訂した。

また、災害発生に備え、システムを活用した備蓄物品の管理を行うとともに、災害時における職員の安否確認や被災状況の把握に向けて、新たなICTを活用した連絡体制ツールを整備し、訓練時に試行運用した。

さらに、発災後速やかに災害対策本部を設置して活動ができる場所を確保するため、本会事務所を一部改修し、災害対策用スペースを整備した。

(3) 関係団体との連携強化

災害時において支援団体や民間企業などと広域かつ効果的に連携を図るため、おさか災害支援ネットワーク（OSN）の世話役団体として参画するとともに、本会と「災害時におけるボランティア支援に関する協定」を締結しているライオンズクラブ国際協会335-B地区と、より身近な地域での連携体制を強化できるよう、各区社協と担当ライオンズクラブとの協定締結に向けて調整した（令和6年度末で23区で締結）。

(4) 被災地への支援活動

被災地社協における災害ボランティアセンターの運営を支援するために、近畿ブロックの各社協と連携し、七尾市及び輪島市へ本会及び各区社協職員20人を派遣するとともに、今後の災害支援につなげていくため、派遣職員による報告会を実施した。

また、被災された地域において復旧活動や復興支援を行うため、被災地支援活動ボランティアバスを9月に2回運行し、51人のボランティア（うち、高校生や大学生等の学生28人）と共に輪島市の復旧活動や復興支援に取り組んだ。

9 介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施

指定事務受託法人として、19区の要介護認定及び15区の障がい支援区分認定調査業務を担い、要介護97,897件、障がい10,362件、大阪市以外の市町村からの依頼による市内居住者の認定調査については要介護1,575件、障がい7件を実施した。

要介護認定及び障がい支援区分認定調査の依頼件数は、いずれも大阪市の当初見込み予測値を大きく超えたが、進捗管理を徹底するとともに、多様な媒体による調査員の求人活動を積極的に行い、調査体制を拡充することで、遅滞もなく実施できた。

10 福祉関係機関・団体との連携と協働

(1) 大阪市民生委員児童委員協議会との連携

地域における身近な相談相手や見守り役として活動を展開する大阪市民生委員児童委員協議会と連携し、国から通知のあった生活福祉資金貸付事業における民生委員・児童委員の関与の変更をはじめ、各区社協で実施する「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」や地域におけるこどもの居場所づくり、子育て支援等の取組み等について情報を共有した。

(2) 大阪府共同募金会との連携

地域福祉活動を推進するため、共同募金助成金を活用して、こどもの居場所づくりや地域福祉活動の啓発事業等を実施した。

また、10月1日には、例年職員有志による赤い羽根共同募金街頭募金活動を実施し、広報誌やホームページで募金活動を報告するなど、募金啓発活動に取り組んだ。

(3) 大阪市社会事業施設協議会、区社会福祉施設連絡会への活動支援と連携強化

大阪市社会事業施設協議会（児童・保育・高齢・生活保護・地域・障がいの6つの種別団体により構成）の事務局として、物価高騰に伴う社会福祉施設への財政措置など、大阪市への要望活動を支援した。

また、「地域における公益的な取組みに関する実態調査」を実施し、339の施設や法人の取組み状況を集約、共有するとともに、各区社協が社会福祉施設と連携している取組み事例を取り上げ、学習会を開催した。さらに、区社協を通じ、大阪市社会事業施設協議会の取組み情報を各区の社会福祉施設連絡会に提供し、地域で公益的な取組みが広がるよう、はたらきかけを行った。

あわせて、福祉の仕事を目指す人を広げ・つなげるため、「福祉のおしごと魅力発見ミーティング」を開催し、その様子をまとめた動画を作成するとともに、社会福祉

施設における実習生やボランティアの受入れ情報を福祉分野の学部・学科等を有する大学等へ提供する仕組みの構築を支援した。

(4) 大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会への支援・協働

大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会の事務局として、人権啓発活動を推進するため、社会福祉施設職員が人権課題への理解を深める人権研修や人権ワークショップをさまざまなテーマで実施した。

(5) 近畿ブロック指定都市社協会議の参画・開催

近畿ブロック政令指定都市社協での共通する事業や新たな取組みについて情報交換を行い、さらなる事業の推進や展開につなげることを目的に、輪番制により令和6年度は本会が事務局となり、近畿ブロック指定都市社協情報交換会及び地域福祉・ボランティア担当者会議を開催した。